

令和 5 年 6 月 29 日 開催

令 和 5 年

第 6 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

## 令和 5 年第 6 回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 6 月 29 日 (木) 開会 14:00 閉会 14:45

2 開催場所 函館市役所 8 階第 2 会議室

3 出席委員

議長	大 槻 寅 男	4 番	川 村 稔
1 番	西 浦 克 彦	6 番	佐 藤 勉
2 番	立 藏 義 春	7 番	近 江 政 夫
3 番	八 戸 千 修	8 番	山 田 美代子
		9 番	菅 原 秀 樹

以上 9 名

4 事務局出席者

局次長	吉 田 浩 樹	主任主事	笠 原 未 帆
農地課長	石 岡 正 直	主 事	佐々木 將 汰
主査	中 村 俊 大		

以上 5 名

5 付議事項

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知に係る成立状況の確認について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について  
報告第 1 号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14：00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。  
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。  
委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。  
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案3件、報告1件、計4件となっております。  
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。  
それでは、本日の日程に進みます。  
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員には、3番八戸委員、4番川村委員の両名を指名いたします。  
よろしくお願ひいたします。  
次に、日程第2、議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。  
本件にかかわって、番号2および番号3は、菅原委員が農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。  
そこで、議事の流れですが、番号1については、全員で審議し、番号2および番号3については、菅原委員が退室し、審議を行いたいと考えております。  
このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、そのように進めさせていただきます。  
はじめに、番号1を議題といたします。  
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをご覧願います。

議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件については、農地法第18条第6項の規定により、3件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

先に、番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9千917平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、平成17年3月24日付け農地法第3条許可で、解約申入れ日、合意解約日および土地の引渡日は令和5年3月31日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、立藏委員、山田委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま、調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」のうち、番号1を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立していると認めることに、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（大槻会長）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、菅原委員はご退室願います。

( 菅原委員退室 )

議長（大槻会長）

それでは、番号2から番号3までを議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

4ページをお開き願います。

番号2から番号3までをご説明申し上げます。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、6千平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和2年6月26日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日および土地の引渡日は令和5年5月31日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9千911平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和4年7月4日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日および土地の引渡日は令和5年5月31日となっております。なお、このページの下段が箇所図となってございます。  
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」、番号2および番号3に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2および番号3について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号、番号2および番号3についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま、調査委員から報告を受けましたが、各件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

議長（大槻会長）

近江委員どうぞ。

7番（近江委員）

番号3番の賃借権の設定の内容で、令和4年7月4日付で処理されていますよね。

それで、土地の引渡日が令和5年5月31日ですよね。1年も経っていないのに、合意解約されるということは、どういう理由で解約しているのですか。

議長（大槻会長）

要するに、借り手側が令和4年7月4日に計画を立てたんだけど、合意解約が令和5年5月31日ってことは、誰が考えてもおかしい。

7番（近江委員）

1年も経っていない。

たしか、3年か5年の契約だったはず。

解約日が5月31日なのに、4月のうちに、よその人がイモを蒔いている。

議長（大槻会長）

気をつけないと、こういうことが起きる。

今、たまたま近江さんが蒔いたことを知っているから、こういうことが言える訳であって、農業委員会で法を司るということは、こういうことを防いでいかなければならない。

こういうことをきちんと精査していかないと、何でも変になってしまうのではないか。

私も気がつかなかつた。大変申し訳ない。

4番（川村委員）

はい。

議長（大槻会長）

川村委員、どうぞ。

4番（川村委員）

私方3人も、この件について、期間が短いという点は質問しました。

そしたら、両者によって合意している訳であるから、その点については、何か理由があつてということで了解しています。

ただ、後段の違う人が先に作業をしていたという点については、我々も知らなかつた。

事務局の方で、何か聞いていませんか。

事務局（吉田次長）

先日、うちの方で現地確認した時は、作業というのは確認されていませんが、いつ時点ですかね。

7番（近江委員）

イモだから、4月中旬か5月の連休前には蒔いていると思う。

事務局（吉田次長）

何もないのを確認してきている。

議長（大槻会長）

7月の4日付けでしょ。

7番（近江委員）

令和4年は、イモは蒔いたと思う。

その後、今年は何も蒔かなかったから、今、イモを蒔いた人が直接借りたんじゃないの。

議長（大槻会長）

イモは蒔いたのか。

7番（近江委員）

令和4年はイモを蒔いた。でも、日付けは7月だよね。

だから、事前、令和4年4月の時は、前の年に届け出は出してないけど、借りていると思う。

去年はイモを蒔いているが、届け出が7月4日になっている。届け出も、いいも悪いも、時期的に善し悪し。

議長（大槻会長）

何も悪気の考えはないと思う。

ただ、その前には、この委員会を通した借り貸しが行われていなかった。

それで、途中から貸し借りの手続きを行った。

その辺は、ご理解してもらいたいなと思います。

7番（近江委員）

それはいいが、今年は何で、よその人がイモを蒔いているのか。  
合意解約の日付けがくる前に、イモを蒔いてしまっている。

議長（大槻会長）

暫時、休憩します。

議長（大槻会長）

再開させていただきます。（14時28分再開）

ただいま、いろいろ皆さんと話しをしたなかで、今までであれば合意解約だからということであるが、委員の仲間で現地確認してということもありますので、この辺を重々気をつけて、今後、こういうことが起きないよう、みんなで気をつけていかなければならぬのではないかと思います。

近江さん、よろしいですか。

7番（近江委員）

合意解約は良い。

議長（大槻会長）

今、いろいろとございましたが、各件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」のうち、番号2および番号3を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立していると認めることに、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（大槻会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

菅原委員は、入室願います。

( 菅原委員入室 )

議長（大槻会長）

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、2件の賃貸借による権利設定の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

7ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9筆合計、3万8千160平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、個人経営から法人経営への変更となっております。

なお、8ページから10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。続きまして、12ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、9千263平方メートル、権利の種類は使用貸借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が新規就農となっております。

なお、13ページが箇所図、14ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

番号2について、農地の使用貸借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1および番号2についての調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま、調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

議長（大槻会長）

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題いたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の15ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった利用権設定1件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

16ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計、3万3千890平方メートル、権利の種類は賃借権、利用目的は畠、利用権の始期は、令和5年7月1日、終期は、令和10年6月30日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、17ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、資料を確認し、借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容

について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま、調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

議長（大槻会長）

次に、日程第5、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の18ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が3件あったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

19ページをお開き願います。

このページの番号1から21ページの番号3まで、市街化区域2件、市街化調整区域1件、計3件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、6月1日、木曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について、推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。本調査は、旧亀田地区を対象に、金澤推進委員、松岡推進委員、佐々木推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかったとの報告内容でございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（大槻会長）

続いて、2点目ですが、国、北海道および市における肥料・飼料価格高騰対策事業の概要について、石岡農務課長から説明させます。

## 函館市農務課（石岡農務課長）

農務課長の石岡です。よろしくお願ひします。

国、道、市における肥料・飼料価格高騰対策事業についてということで、本日の机上配布資料、2枚ものがございます。

たくさんメニューがありますので、今回、お知らせしたいところを、赤く、四角く囲ってありますので、説明をさせていただきたいと思います。

まず、肥料価格高騰対策事業になっています。

1の（1），国の肥料価格高騰対策事業、内容としましては、令和4年6月から令和5年5月までに購入した化学肥料を対象としまして、2割低減の取り組みを行う農業者に対しまして、前年度から増加した肥料費の7割を支援金として交付する制度になってございます。

申請の要件につきましては、農業者5名以上で取組実施主体を構成して申請する形になっています。農協組合員の方の場合は、個人でまとまるということではなく、農協が取組実施主体という形になります。

受付期間は、令和5年6月から8月までとなっておりますが、取組実施主体が農協となっており、各農協で受付期間が異なっております。おそらく、これから皆さんの方に農協からお知らせ等がいくのではないかなどと思っております。

支援金の交付時期につきましては、今年の11月頃に交付されるという状況になってございます。

次に、1の（2），北海道の事業になります。化学肥料購入支援金給付事業、これは、昨年度行いました実績を記載しております。令和4年6月から令和4年12月までに納入・発注される化学肥料の購入費に対しまして、1トン当たり3,125円を上限に支援金を交付しております。令和4年12月末までに申請書の受付を行い、令和5年1月から2月頃にかけて支援金を交付したということで、北海道から話しをお聞きしております。実績を記載しておりますが、実は現在、北海道議会で、同じ制度の予算案が出ているようです。詳しい話しあります。我々も承知しておりませんので、詳しいことは申し上げられないところがありますが、予算案を見ると、どうも同じ内容のものがでているようでございます。

次に3番目、市の肥料価格高騰対策事業でございます。肥料価格高騰対策支援補助金ということで、北海道の制度と同じものとなっておりますが、市内で農業を営む個人または法人などで、令和4年6月から令和5年5月までに化学肥料を合計2トン以上発注して、6月までに納品を受けた方に対しまして、1トン当たり3,125円を上限に補助金を交付することとしております。

受付期間につきましては、7月1日から8月末までになっております。農協の組合員の場合は、農協で取りまとめが可能という建て付けにしております。農協に周知依頼を、我々が現在、頼んでおりますので、組合員の皆様には、今後、お知らせがいく形になろうかと考えております。

補助金の交付時期につきましては、現在、10月に予定しております。

次は、飼料価格高騰対策事業でございます。

何個かメニューはありますが、今回、お知らせしたいのは、市の対策事業になってございます。一番下のところに赤く四角で囲ってあるところありますが、市の飼料価格高騰対策支援補助金ということで、市内で酪農業や畜産業を営んでいる方を対象に、乳用牛、肉用牛1頭当たり6,800円を交付させていただきたいという形になっております。

受付期間は、令和5年7月から8月くらいに畜産業、酪農業を営んでいる方々に対して周知をさせていただきたいと考えております。

交付の時期は、受付期間終了後、速やかに交付したいと考えており、8月から9月頃には補助金を交付したいと考えております。

国、道、市の肥料・飼料高騰対策については、以上となります。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

函館市も頑張ってくれました。

続いて、3点目ですが「七飯発電所灌漑放流設備の損傷」に係る状況について、石岡農務課長から説明させます。

函館市農務課（石岡農務課長）

七飯発電所の灌漑放流設備の損傷に係る状況について、説明させていただきます。

七飯発電所の灌漑放流設備、渡島平野の灌漑用水につきましては、大沼で水を取り入れ、北電の七飯発電所で水力発電所用に使った後、七飯、北斗、函館まで供給している状況でございます。

新聞報道等々で、皆さんご承知かと思いますが、6月17日の土曜日に発電所の灌漑放流設備が損傷し、そのことで用水の放水が停止されております。現在も設備復旧の見込みが立っていないという話しを聞いている状況です。

北電での対応策につきましては、応急的な措置として給水車、ポンプ車などを使い、放水量の確保に向けた取り組みを行っているところであります。

北電が最新で公表した資料を、皆さんに配布させていただいております。

具体的に影響を受けているところは、七飯、北斗、函館で農家約300戸、約2千ヘクタールということでお聞きしております。

函館市の状況につきましては、渡島平野土地改良区、亀田農協から聞き取りをした内容ではありますが、函館市の対象区域で水稻の作付けを行っている方は10名程度、元々、蒜沢川から保水、保管できるようになっているので、通常の水量よりは少ないものの、水が供給できている状況にあるとお聞きしております。

松浦局長がちょうど今、七飯発電所の対策本部会議に出席しており、新しい話しを聞いているところでございます。

この会議終了後、新しい情報が入ってくるようでしたら、皆さんにもお知らせする形を考えております。

以上になります。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

14：45　閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 八戸千修

署名委員 川村稔